

令和9年度保育所等の新規入所の手続きについて(ご案内)

保育所等(認可保育所・認定こども園の保育所機能)の新規入所を希望する場合は、教育・保育給付認定申請を行い、2号(満3歳以上)または3号(満3歳未満)の教育・保育認定を受けることが必要です。

保育所等の利用をご希望の方は、下記事項を確認のうえ、手続きしてください。

1 新規入所の受付

(1)令和9年4月1日入所の受付期間

令和9年4月1日入所希望の方は、申請書を令和8年11月2日(月)から令和8年12月24日(木)までに本庁舎子育て支援課、総合分庁舎市民窓口課または七重浜・茂辺地両支所へ提出してください。

受付期間終了後、利用調整を行い、令和9年2月を目途に結果を送付し、入所の意向(施設との入所協議)を確認の上、3月を目途に、入所承諾書等を送付する予定です。また、0歳児から2歳児までの利用負担金(保育料)につきましては、令和9年4月中旬に決定し通知します。

なお、保育を必要とする事由が「就労」以外の場合、総合分庁舎及び支所では受付できません。本庁舎子育て支援課に提出してください。

(2)令和9年4月2日以降入所の受付期間

令和9年4月2日以降に入所希望の方は、下表の入所希望日と受付期間を確認いただき、申請書を本庁舎子育て支援課、総合分庁舎市民窓口課または七重浜・茂辺地両支所へ提出してください。

入所希望日	受付期間	利用調整
4月2日以降入所	令和9年 1月 4日(月)~2月26日(金)	3月中旬
5月入所	3月 1日(月)~31日(水)	4月中旬
6月入所	4月 1日(木)~30日(金)	5月中旬
7月入所	5月 6日(木)~31日(月)	6月中旬
8月入所	6月 1日(火)~30日(水)	7月中旬
9月入所	7月 1日(木)~30日(金)	8月中旬
10月入所	8月 2日(月)~31日(火)	9月中旬
11月入所	9月 1日(水)~30日(木)	10月中旬
12月入所	10月 1日(金)~29日(金)	11月中旬
翌年1月入所	11月 1日(月)~30日(火)	12月中旬
2月入所	12月 1日(水)~28日(火)	翌年1月中旬
3月入所	令和10年 1月 4日(火)~31日(月)	2月中旬

※利用調整により入所できなかった場合、申込年度に限り、翌月以降も引き続き利用調整の対象となりますので、改めて利用申込みをする必要はありません。

(3)新規児童を募集している市内保育施設一覧表

施設名	住 所 電話番号	開所時間	定員	受入 年齢	延長 保育	休日 保育
七重浜こども園	七重浜3丁目12番5号 0138-49-1811	7:00~18:00 (延長は最長 19:15 まで)	110 名	生後8週~ 就学前まで	あり	あり
浜分こども園	七重浜5丁目11番8号 0138-49-4351	7:00~18:00 (延長は最長 19:15 まで)	120 名	生後8週~ 就学前まで	あり	なし
ゆうあいこども園 ※認可申請中	追分7丁目8番 12 号 0138-49-1800	7:00~18:00 (延長は最長 19:15 まで)	※調整中	生後8週~ 就学前まで	あり	なし
東光保育園	中央2丁目3番23号 0138-73-2984	7:00~18:00 (延長は最長 19:00 まで)	80 名	生後8週~ 就学前まで	あり	なし
第二東光保育園	久根別1丁目18番12号 0138-73-3094	7:00~18:00 (延長は最長 19:00 まで)	120 名	生後8週~ 就学前まで	あり	なし
第三東光保育園	谷好3丁目3番34号 0138-73-2281	7:00~18:00 (延長は最長 19:00 まで)	50 名	生後8週~ 就学前まで	あり	なし
第四東光保育園	大工川32番地の6 0138-73-6958	7:00~18:00 (延長は最長 19:00 まで)	50 名	生後8週~ 就学前まで	あり	なし
大野保育園	本郷342番地の12 0138-77-8104	7:00~18:00 (延長は最長 19:00 まで)	90 名	生後8週~ 就学前まで	あり	なし
第二大野保育園	本町3丁目21番25号 0138-77-7447	7:00~18:00 (延長は最長 19:00 まで)	60 名	生後8週~ 就学前まで	あり	なし

※ゆうあいこども園は、現在北海道に対する認可申請中です。一覧表の情報は未確定ですので、ご注意ください。また、利用を希望される場合、ゆうあいこども園から行政に対する手続きが滞りなく完了し、利用調整による入所が決まった場合、ご利用が可能であることをご理解ください。

2 市外施設利用希望の場合

北斗市民の皆さまは、通常、市内の保育所や認定こども園への入所が原則となります。

ただし、他の市町村にある施設でも、下記の要件を満たし、施設が所在する市町村の承諾があれば、入所可能になります。

利用申込み先は、本庁舎子育て支援課になります。受付期間は施設が所在する市町村で決められた期間になりますので、ご確認の上、余裕をもって申込みをしてください。

【要 件】

1. 保護者いずれも月64時間以上の就労をしていること。
2. 希望保育所等が勤務先から半径1km 圏内に所在していること、または保護者いずれかの最短距離での通勤経路上にあること。(希望保育所等が所在する市町村の判断となります。)
3. 希望施設の入所児童数が定員に達していないこと。

※なお、保護者のどちらかが退職した場合、即時退所になることをご了承の上、お手続きください。

3 提出書類及び提示書類 ※詳しくは、4 ページ「保育認定について」をご確認ください。

(1)教育・保育給付認定申請書

(2)添付書類

ア 世帯状況確認票

イ 保育の利用を必要とする事由を確認する書類

ウ 委任状(申請者本人以外の代理人が申請書を提出する場合のみ)

(3)提示書類

ア 申請者本人の番号確認書類

イ 書類を提出する方の身元確認書類

4 保育所等を利用できる基準について ※詳しくは、4 ページ「保育認定について」をご確認ください。

保育所等を利用できるお子さんは、北斗市に居住している、教育・保育給付認定を受けた0歳(生後57日目以降)から小学校就学前の乳幼児で、保護者のいずれもが次の事由によってお子さんを保育できない場合です。

(1)月52時間以上の就労を常態とする場合

(2)妊娠中であるか、または出産後間がない場合(産前・産後各8週)

(3)疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障がいを持っている場合

(4)同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護または看護している場合

(5)震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっている場合

(6)求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合

(7)就学・職業訓練をしている場合

(8)その他、上記に類すると認められた場合

5 教育・保育給付認定区分について

教育・保育給付認定の区分は次のとおりとなります。

認定区分	対象となるお子さん	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で教育を受けるお子さん	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上で保育を必要とするお子さん	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育を必要とするお子さん	

6 保育を利用する場合の年齢別クラスについて(令和9年度)

お子さんの年齢は、令和9年4月1日現在の年齢で認定区分を申請することになります。

クラス	生年月日
0歳児	令和 8年 4月 2日 ~
1歳児	令和 7年 4月 2日 ~ 令和 8年 4月 1日
2歳児	令和 6年 4月 2日 ~ 令和 7年 4月 1日
3歳児	令和 5年 4月 2日 ~ 令和 6年 4月 1日
4歳児	令和 4年 4月 2日 ~ 令和 5年 4月 1日
5歳児	令和 3年 4月 2日 ~ 令和 4年 4月 1日

保育認定について

保育を必要とする理由	利用できる区分		入所可能期間	必要書類
	保育標準時間	保育短時間		
就 労	月120時間以上	月52時間以上	就労している期間	【雇用主がある場合】 「就労証明書」 【自営業の場合】 「就労証明書」および「事業内容が 確認できる公的書類の写し」
妊 娠 出 産	利用可能	利用可能	出産予定日の8 週間前の日が属す る月の初日から出 産後8週間を経 過する日が属する 日の月末まで	「母子手帳の写し」※表紙と出産 予定日が記載のページ
疾病・負傷・障害	利用可能	利用可能	療養を必要としな くなるまで	「診断書」※保育できない理由が 確認できる内容であること
介 護 ・ 看 護	月120時間以上	月52時間以上	介護・看護を必要 としなくなるまで	「親族介護(看護)申立書」あるいは 「介護(看護)が必要な方の診断書・ 身体障がい者手帳の写し」
震災・災害復旧	利用可能	利用可能	必要な期間	「罹災証明書」
求 職 活 動 (起業準備も含む)	—	利用可能	効力発生日から起 算して60日を経 過する日が属する 月の末日まで	「求職活動申立書」および「ハロー ワーク受付票の写し」
就 学	月120時間以上	月52時間以上	卒業(修了)予定日 が属する月の末日 まで	「在学証明書」および「月の就学時 間が確認できる書類の写し」
虐 待 ・ D V	利用可能	利用可能	事由により異なる	事由により異なる
上記に類するもの	事由により異なる	事由により異なる	事由により異なる	事由により異なる

※教育・保育給付認定について、上記の認定を満たさなくなった場合や保育の必要性の事由が変わった場合などは変更届の提出が必要となります。なお、必要な変更届を提出しない場合、虚偽の内容を報告した場合は、教育・保育給付認定は取り消しとなりますのでご注意ください。

※保育施設に入所中のお子さんが正当な理由なく1か月以上出席しなかった場合、退所になります。

9 保育施設等利用負担金(保育料)について

保育所等をご利用の場合は保育料がかかります。

保育料については、入所する児童と生計を同じくしている父母及びそれ以外の家計の主宰者すべての課税状況(市町村民税)により決定します。※詳しくは 6 ページをご覧ください。

※令和7年4月より第2子以降の保育料が無償化になりました。(北斗市独自制度)

※保育料算定についての注意点

(1)保育料を算定する際、市民税が未申告の場合は算定できないため、最大階層で算定することとなります。申請書を提出する前に必ず申告してください。

(2)祖父母等と同居している世帯において、父母の収入によって生計が成り立っていないと認められる場合は、祖父母等の市町村民税額を含めて保育料及び副食費免除に係る階層等の判定を行います。

(3)市町村民税に変化が生じた場合は、速やかに子育て支援課へご連絡ください。課税状況に変更が生じた場合、保育料への反映は申し出のあった翌月となるため、遡って保育料の変更は行いません。

10 給食費について(北斗市独自制度)

令和7年度より、幼稚園・保育所・認定こども園の3～5歳児クラスに在籍するすべての児童の給食費(主食費・副食費)のを助成しています。助成を受けるにあたって保護者の手続きは不要です。

保育料・給食費の対象者確認表

年齢	保育料		給食費	
	第一子	第二子以降	第一子	第二子以降
0～2歳児	保護者全額負担	無償化		
3～5歳児	無償化	無償化	主食費:月 3,000 円 副食費:月 5,100 円 まで助成	

保育料(3歳以上の場合は副食費免除の可否)の算定のもととなる市町村民税の年度区分

年度	令和9年度		令和10年度
保育料(月)	4 月分～8 月分	9 月分～翌 3 月分	4 月分～8 月分
算定内容	令和8年度の市町村民税額で算定 (令和7年 1 月～令和7年 12 月の所得金額が対象)	令和9年度の市町村民税額で算定 (令和8年 1 月から令和8年 12 月の所得金額が対象)	

令和9年度保育施設等利用負担金基準額表

各月初日の保育実施児童の属する世帯の階層区分			保育施設等利用負担金基準額 (月額)	
階層	定 義		3歳未満児	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯		0	0
C1	A階層を除き、市 町村民税課税世帯	市町村民税均等割のみの課税世帯	14,000	13,900
C2		48,600円未満である世帯	18,000	17,800
C3		48,600円以上 60,700円未満	23,000	22,700
C4		60,700円以上 72,800円未満	24,700	24,400
C5		72,800円以上 84,900円未満	27,000	26,600
C6		84,900円以上 97,000円未満	28,000	27,600
C7		97,000円以上 109,000円未満	29,000	28,600
C8		109,000円以上 121,000円未満	31,500	31,100
C9		121,000円以上 133,000円未満	34,000	33,500
C10		133,000円以上 145,000円未満	39,600	39,100
C11		145,000円以上 157,000円未満	40,000	39,500
C12		157,000円以上 169,000円未満	41,500	40,900
C13		169,000円以上 195,400円未満	43,000	42,400
C14		195,400円以上 221,800円未満	50,000	49,300
C15		221,800円以上 248,200円未満	52,500	51,700
C16		248,200円以上 274,600円未満	55,000	54,200
C17		274,600円以上 301,000円未満	57,500	56,700
C18		301,000円以上 349,000円未満	60,000	59,100
C19		349,000円以上 397,000円未満	65,000	64,000
C20		397,000円以上	70,000	68,900

※この表における市町村民税所得割税額とは、調整控除以外の住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・耐震改修特別控除等、税額控除する前の税額になります。納付すべき市町村民税額とは限りません。

7 利用時間について

通常の保育所等の開所時間は、午前7時から午後6時となっています。

保護者の就労時間により、保育所等を利用できる時間が保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)に分かれます。

月の就労時間等	保育時間の区分	保育所等を利用できる時間
120時間以上	保育標準時間(11時間)	保育所等の開所時間のうち保育所等が定める11時間
52時間以上120時間未満	保育短時間(8時間)	保育所等の開所時間のうち保育所等が定める8時間

8 その他

(1)利用調整

入所希望者多数の場合、就労状況や家庭状況などを入所基準に審査し、優先順位を決定の上、順に入所となりますので、希望する保育所等並びに希望する時期に入所できない場合もあります。予めご了承ください。

(2)慣らし保育

保育所等の環境に慣れてもらうために「慣らし保育」があります。慣らし保育は認定開始日より原則一週間となります。慣らし保育の期間等については保育所等と調整してください。

※4月1日入所の場合、慣らし保育のために3月下旬から事前入所することはできません。

(3)就労証明書

保育を必要とする事由が「就労」の方は、就労証明書の提出が必要になりますので、就労先の方と調整の上、ご準備をお願いいたします。不備や記載漏れがある場合、再提出をお願いする場合がございます。以下、よくある不備になります。改めて内容をご確認の上、ご提出ください。

【就労先の証明書作成者様に必ずお伝えください。】

ア 就労証明書の「証明日」欄が未記載となっている。

イ 雇用開始日が未記載となっている。

※雇用期間が有期の方は、併せて更新の有無についても必ずご記載ください。

ウ 修正テープ・修正液で訂正されている。

※間違えた箇所は二重線で修正してください。

(4)育児休業から復職し、保育所等に入所する場合(入所により休業期間が短縮となる方も含みます。)

例えば、4月1日入所の場合、育児休業は最長4月7日までとなり、4月8日までに復職していただく必要がありますので、その旨就労証明書に記載してください。

なお、育児休業終了後、新たに就労証明書を提出していただく必要があります。

(5)就労内定の場合

申請日後に就労される場合(就労内定の場合)、就労開始後、新たに就労証明書を提出していただく必要があります。

そのほか、不明な点は子育て支援課までお問い合わせください。

○問い合わせ先

北斗市中央1丁目3番10号

北斗市民生部子育て支援課保育係

0138-73-3111 (内線:164・165)